

支給認定申請・利用申込書記入上の注意について

保育所認定申請書・利用申込書及び添付書類に記入漏れ、押印漏れ、証明添付漏れ等がないようしっかり確認し提出をお願いします。

- ① 平成30年度入所の申込みは「平成29年12月20日」まで、その後は待機児童になります。在園児童については、各園の申込日に提出してください。
- ② 在園児童の保育の実施期間は3月31日までとなっており、現在入所していても保護者の勤務状況等により入所実施会議にて、退所になる場合がありますのでご理解をお願いします。
- ③ 緊急連絡先は児童の緊急時に必要なため、連絡のとれる方。
利用希望施設名欄については、第1希望のみの場合、他の希望は無いとみなします。
- ④ 雇用証明書について、
* 月収、時間、日数、月日、雇用者の印鑑、電話番号 漏れのないようお願いします。
* 被雇用者名以外は雇用主に記載してもらってください。訂正は訂正印の押印 お願いします。訂正印のない証明は受付できません。
* 祖父母、兄弟が同居の場合、用紙を別々に記入してください。
(用紙が足りない場合はコピーしてください。)
- ⑤ 認定申請書・利用申込書の添付書類について、兄弟がいる場合、それぞれ一人ずつ提出、コピー可能です。
* 申込時にコピーはしませんので、あらかじめコピーして提出ください。
- ⑥ 保護者が、単身赴任の場合、家庭の状況欄に記入し「住民票謄本、所得課税証明書」の提出が必要です。
- ⑦ 現在の入所保育所から別の保育所へ希望の場合は、健康診断書が必要です。
- ⑧ 一度提出された書類等(添付書類)の返却、コピー等はいりません。

※「保育所入所申込のしおり」をしっかり確認し記入漏れのないようお願いします。